

## 要望書（回答）

ゼロカーボンシティ、再生可能エネルギーについて

### 1. 災害時の電力確保について（継続）

市民の安心・安全の確保のため、避難所に指定されている学校等に、太陽光発電等の再生エネルギーを用いた発電設備、大型蓄電池、非常用発電機の増設と分散配置による電力確保を計画的に整備するようお願いいたします。

【回答】（市民生活部危機管理室 担当）

本市では、災害発生時における停電に対応するため、指定避難所である小・中・高、大学にガソリン式及びガスボンベ式の発電機を備蓄するとともに、可搬式の大型蓄電池の配備や市内の自動車販売店とハイブリットカー活用に係る協定を締結するなど、避難所の電力確保に努めております。

今年度は、本庁舎や学校への太陽光発電の設置が始まったことから、引き続き関係部署と連携し、避難所における有効な停電対策を講じてまいります。

### 2. 公共施設の再生可能エネルギーの導入及び街路灯設置工事の継続発注について（継続）

2050年ゼロカーボンシティ実現のため、再生可能エネルギーの普及について、公共施設へのLED化は計画的な導入を行っていただき、街路灯設置工事は従来通りの発注をお願いいたします。

【回答】（環境衛生部ゼロカーボン推進室 担当）

公共施設の照明LED化につきましては、令和4年度から環境省の地域脱炭素移行・再エネ交付金（重点対策加速化事業）を活用し、令和6年度までに9つの公共施設の照明LED化工事を行うなど、計画的な導入を行っております。また、令和5年度に採択された脱炭素先行地域づくり事業も活用し、令和7年度には新ときわスケートセンターをはじめ5つの公共施設において照明LED化工事を予定しております。

（都市建設部維持課 担当）

街路灯設置工事につきましては、次年度以降も引き続き、地元企業を活用した工事発注に努めてまいります。

団体名：苫小牧電業協会

回答日：令和6年11月18日

### 発注工事について

#### 1. 電気工事、電気通信工事における地元企業の活用（継続）

主要資材等の関係でメーカーに発注される工事、またプロポーザル、PFI等による工事においては、地元企業の積極的な活用を公示内容に示すようお願いいたします。

#### 【回答】（財政部契約課 担当）

本市の工事発注につきましては、苫小牧市公契約基本方針に基づき、競争性を確保しつつ、地元企業の優先活用を図っておりますが、プロポーザルやPFI等の発注におきましても、施工協力会社の参加要件を地元企業と設定するなど、引き続き担当課と協議し、地元企業の優先活用に配慮してまいります。

#### 2. 早期発注及び施行時期の平準化について（継続）

電気工事について、受注機会の確保にご配慮して頂いておりますが、引続き予算成立後の早期発注及び施行時期の平準化をお願いいたします。

#### 【回答】（財政部契約課 担当）

本市工事発注における受注機会の確保につきましては、今後も適切かつ合理的な範囲で可能な限りの分離発注に努め、受注機会の確保に配慮してまいります。

平準化率に大きく影響する予算成立後の早期発注につきましては、毎年、年度当初の4月に発注計画を示し、今年度は上半期で96%程度の目標発注率を設定して早期発注に取り組んでいるところです。また、施工時期の平準化につきましては、各施設所管課における整備計画等により施工時期が決定しているものがあるかと思いますが、引き続き関係各課へ施工時期の平準化について要請してまいります。

#### （都市建設部設備課 担当）

電気工事につきましては、各年度で事業規模が大きく変動する分野ではありますが、今後も規模の大きな工事は複数に分離して発注するなど、可能な限り発注件数を考慮しながら、受注機会の確保に努めてまいります。

次に、早期発注及び施工時期の平準化につきましては、過去5年間の設備課発注工事におきまして、6月までの第1四半期に約68%を発注しており、残りの工事につきましても、可能な限り施工時期の平準化に努めております。施設利用制約がある工事を除きましては、今後も引き続き、早期発注及び施工時期の平準化に努めてまいります。

団体名：苫小牧電業協会

回答日：令和6年11月18日

### 3. 技術者の専任等に係る取扱いについて（継続）

建設業法施行令第27条第2項の適用については柔軟な対応に努めていただくようお願いいたします。

#### 【回答】（財政部契約課 担当）

本市の発注工事における主任技術者等の配置につきましては、建設業法及び建設業法施行令の規定に基づくものとなっており、国においては、令和2年10月に特例監理技術者の新設、令和5年1月に主任技術者の兼任が可能な金額基準の引上げが実施され、技術者の配置要件等の緩和が行われているところです。

これらの取扱いとともに、建設業法施行令第27条第2項につきましても、引き続き国の取扱いの変更等を注視するとともに、国の基準に基づき柔軟かつ適切な運用に努めてまいります。

### 4. 適正価格の設定について（新規）

建設資材価格、労務費など、長期間にわたる工事では物価変動が大きく、当初の見積もりと実際の工事費が乖離する可能性があります。このため工事期間中に定期的に工事進捗状況を報告し、必要に応じて積算の見直しを行うようお願いいたします。

#### 【回答】（都市建設部設備課 担当）

適正価格の設定につきましては、2か年以上の長期間にわたる工事について、例年、賃金や資材費等の急激な変動に対応するため、工事請負契約書に関する規定に基づき、インフレスライド等の請負代金額の変更を請求できるものとなっておりますことから、引き続き適正な積算に努め、可能な限り設計価格と市場価格との乖離が無くなるように適切に対応してまいります。